

東京都体育施設指定管理者選定委員会

審査報告書

(若洲海浜公園ヨット訓練所)

令和4年10月

若洲海浜公園ヨット訓練所の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	上代圭子	東京国際大学准教授
	野川春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	上山亜紀子	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 パラスポーツ課長

2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：2事業者）	令和4年7月22日（金曜日）
質問の受付 （質問数：6件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月1日（木曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月6日（火曜日）

3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 若洲シーサイドパークグループ	
	代表団体	東京港埠頭株式会社
	構成団体	特定非営利活動法人マリンプレイス東京

4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業計画書	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用料金	60
		施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等	
	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	100
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組		10
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕	20
		その他管理運営に関する事項	・危機管理及び災害対応 ・地球環境への配慮 ・個人情報の保護 ・感染拡大防止	
	収支計画			70
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たった条件とします。

7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			若洲シーサイドパークグループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	64
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	160
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	291
	提案課題4 組織及び人材	50	26
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	56
	提案課題6 収支計画	350	110
	関係書類	100	80
合計		1,500	787

8 審査結果

若洲海浜公園ヨット訓練所 指定管理者候補者

(応募団体) 若洲シーサイドパークグループ	
代表団体	東京港埠頭株式会社
構成団体	特定非営利活動法人マリンプレイス東京

9 選定理由

- 代表団体はヨット施設について長年にわたる指定管理の実績を有しており、周辺施設・公園とも連携して維持管理を行う等、安定的で堅実な管理運営が期待できる。
- 構成団体はヨット競技に係る専門的知識を十分に備え、競技団体と連携した専門性の高いインストラクターの配置や救助艇の配備等による危機管理体制の構築がなされている。
- パラセーリング選手の強化育成やジュニア・高校セーリング部へのトレーニングメニューの提供等、競技力向上と普及振興の両面で幅広い層がヨット競技に親し

める提案がなされている。

東京都体育施設（若洲海浜公園ヨット訓練所） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月1日（木曜日） 16時00分から18時00分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

（2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

（3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

（4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（若洲海浜公園ヨット訓練所）
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月6日（火曜日）15時55分から17時25分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 14階 14D会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。